

事業計画

1. センターの概要

| | | |
|---------|---|-----------------------|
| (1) 名 | 称 | 公益財団法人島根県環境管理センター |
| (2) 所 在 | 地 | 島根県出雲市宇那手町 882 番地 |
| (3) 設 | 立 | 平成 4 年 3 月 4 日 |
| (4) 出 捐 | 金 | 2 2 4, 1 4 0, 0 0 0 円 |
| (5) 代 表 | 者 | 理事長 福 間 正 純 |

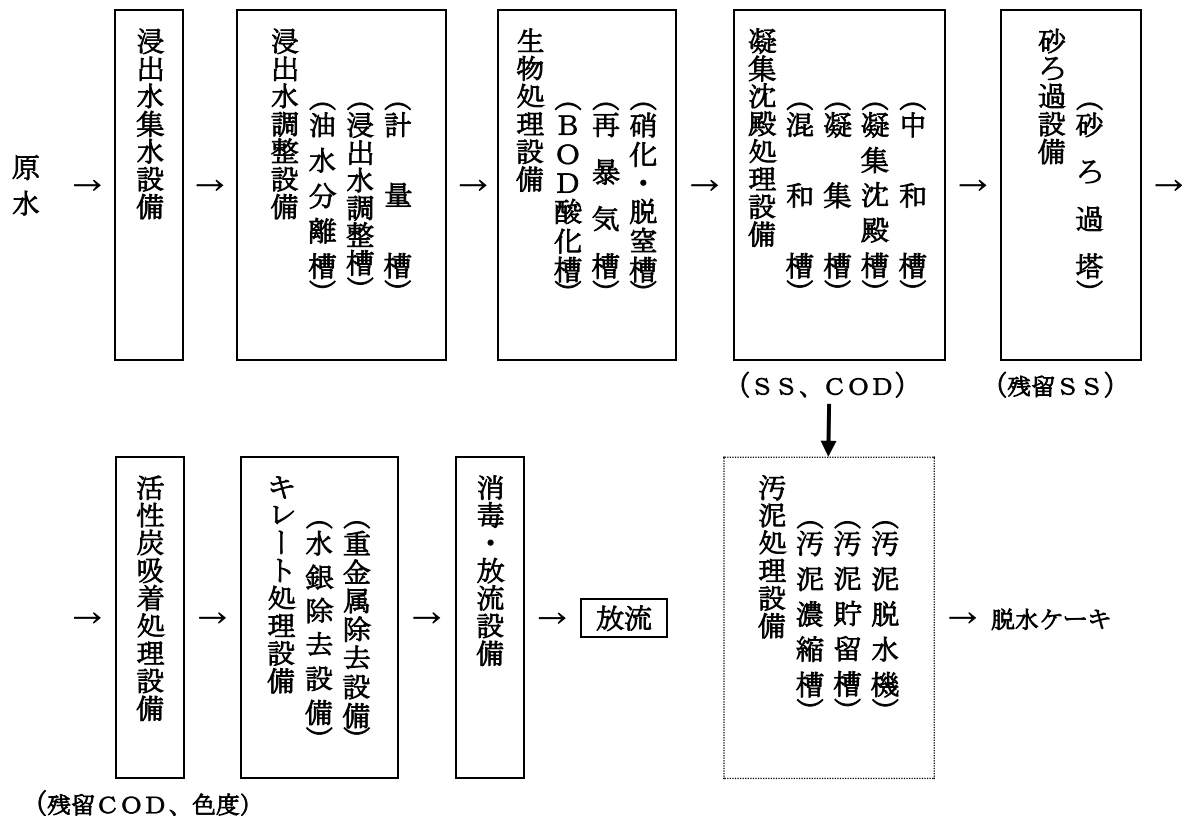
2. 事業の概要

- (1) 本事業計画の予定期間 平成 29 年 4 月より 15 年間
- (2) 設置場所 出雲市宇那手町 882 番地外
- (3) 施設の概要

ア) 埋立施設

| 項目 \ 種別 | 管理型 | | 全 体 |
|-------------------------|---------|---------|-----------|
| | 第 1・2 期 | 第 3 期 | |
| 埋立地面積 (m ²) | 31,900 | 39,800 | 71,700 |
| 埋立容量 (m ³) | 740,000 | 670,000 | 1,410,000 |

イ) 水処理施設



ウ) 破碎施設

HB-180Ⅲ (630)

- ①破碎方式：2軸スクラッチ方式
- ②移動方式：自走式（クローラー方式）
- ③駆動方式：ディーゼル油圧式
- ④投入ホッパー開口部：L=4,650mm、W=2,350mm
- ⑤概略寸法：L=8,560mm、W=2,500mm、H=3,610mm
- ⑥主要構造：鋼鉄製、動力源 168kw（ディーゼルエンジン）
破碎刃（トライアングルタイプ）1.7m×0.56m 回転数 20rpm、
コンベア排出高：3.61m、幅 1.0m
- ⑦処理能力：廃プラスチック類の破碎施設 4.79 t/時 8時間稼動 38.3 t/日
木くずの破碎施設 7.52 t/時 8時間稼動 60.2 t/日
がれき類の破碎施設 20.25 t/時 8時間稼動 162.0 t/日

(4) 周辺環境の保全のために講じようとする措置

環境影響評調査報告書の環境保全対策の検討結果及び破碎処理施設設置許可申請に伴う環境影響評価書の環境保全目標達成に努めるものとする。

(5) 地元対策の状況

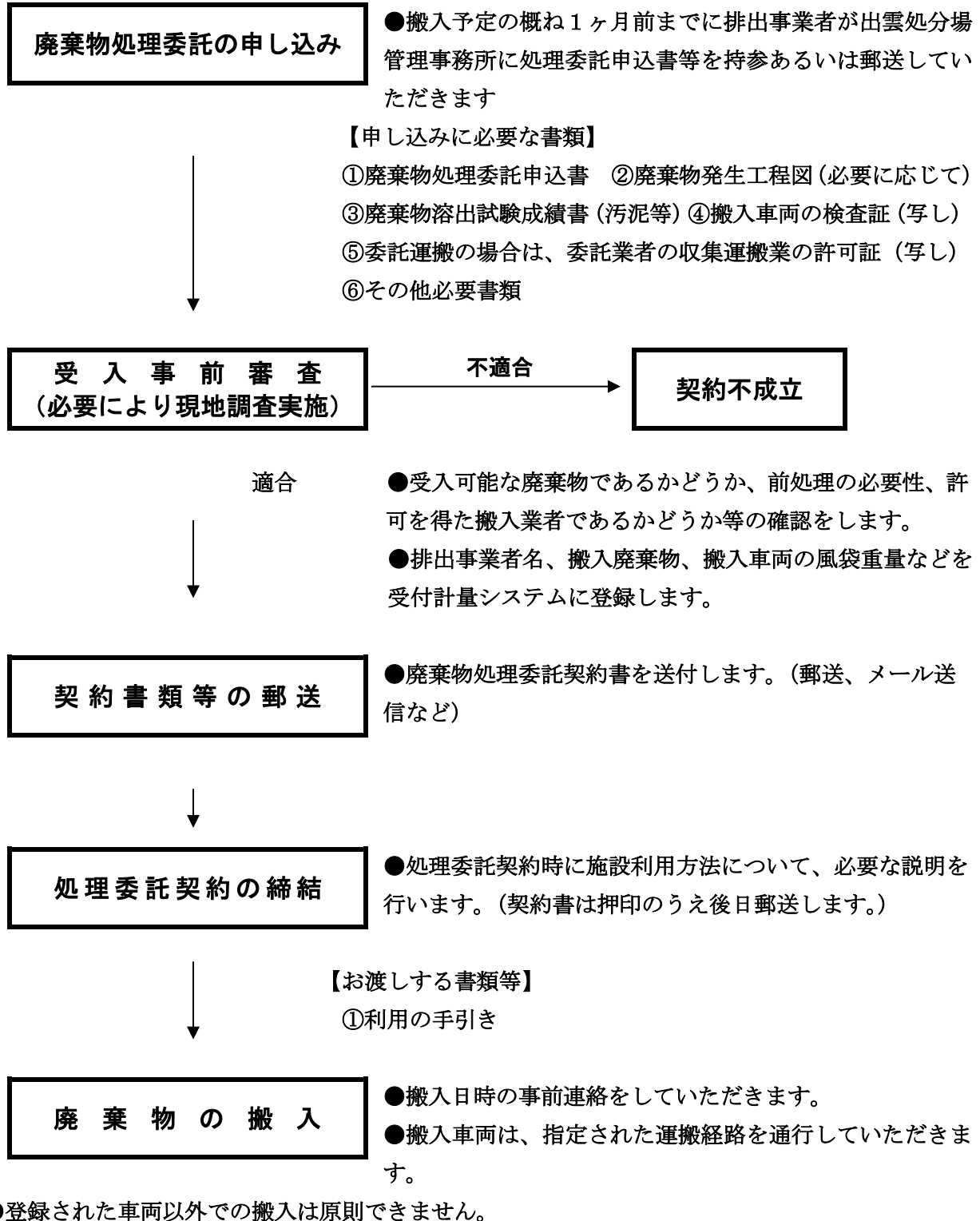
地元稗原自治協会と締結した「環境保全に関する協定書」、下流の朝山自治会、神戸川漁業協同組合と交換した「環境保全に関する覚書」の的確な運用を図り、情報公開を確実に実施するため、地元委員、島根県、出雲市、センターで構成する安全管理委員会を設置し、地元との信頼関係を維持しております。

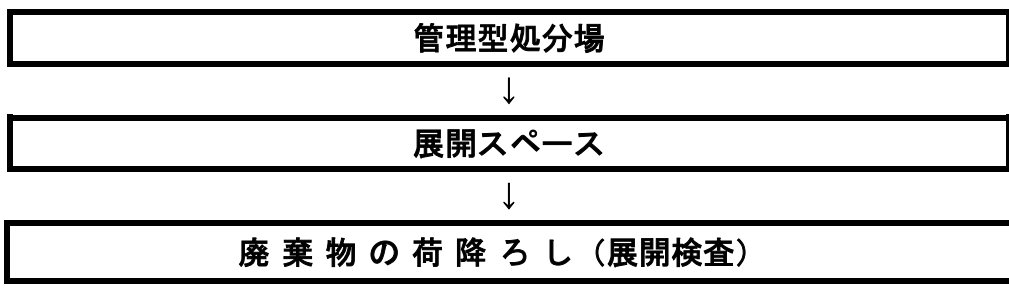
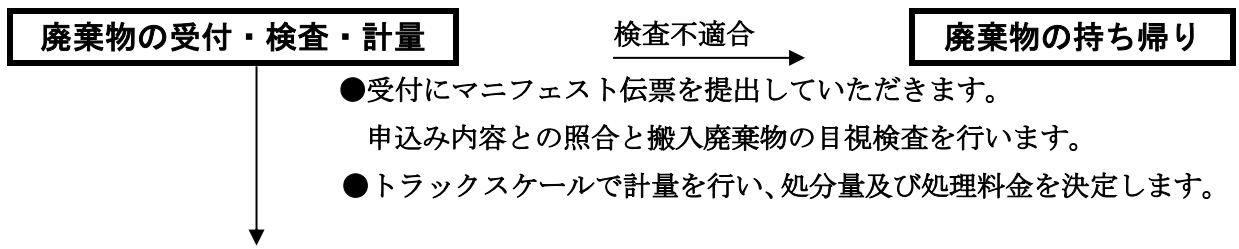
(6) 防災計画

1. 廃棄物が飛散しないよう、即日覆土の実施やネットフェンスの設置等、飛散防止対策を講じます。
2. 廃棄物が流出しないよう、貯留堰堤や遮水施設の点検を徹底します。
3. 周囲の生活環境を損なうような騒音・振動の発生を防止するため、低騒音型作業機械の選定や作業時間の設定等の対策を講じます。
4. 搬入車両による交通安全確保のため、廃棄物の搬入については、通勤・通学時間を避ける等の措置を講じます。
5. 災害、事故、故障等が発生した場合に速やかに対処できるよう、緊急連絡体制を整備しておきます。
6. 職員及び作業員に対し、災害発生防止のための環境教育や安全教育を実施します。
7. 施設の作業手順を記した作業マニュアルを作成し、安全操業に努めます。
8. 施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検機能検査を実施します。
9. 施設内は常に清掃し清潔を心がけるとともに、作業場内の整理整頓に留意します。
10. 作業通路及び作業スペースは、障害物等で円滑な作業の妨げにならないよう留意します。
11. 危険な個所には、注意を引く色で標識を取り付けるか、立ち入り禁止の措置をとります。

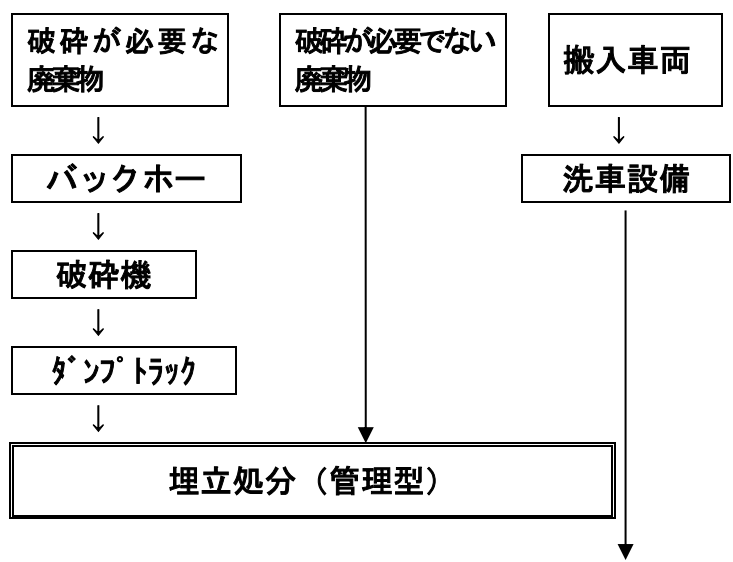
12. 作業従事者は、作業服、ヘルメット、安全靴等を着用するとともに、必要に応じては、防じん等の保護用具を装着します。
13. 地域周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、地下水、水処理施設からの放流水、河川水等について、定期的にモニタリングを行います。

処分場運営フロー図

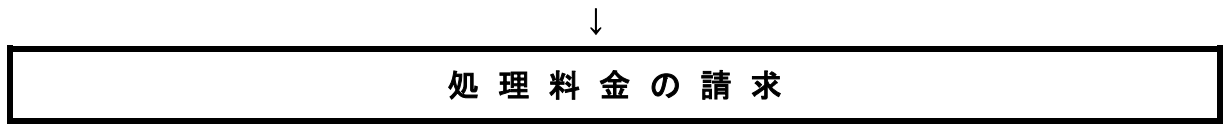




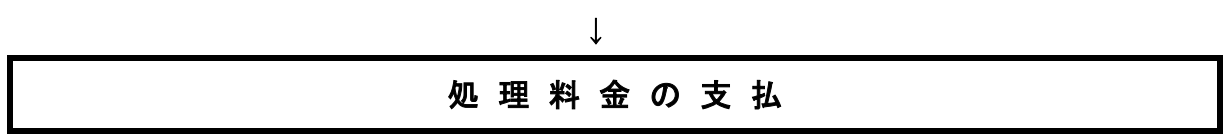
- 搬入車両は、指定された場所で廃棄物を一旦荷降ろしし、展開検査を受けていただきます。申込み内容と異なる場合は、原則持ち帰っていただくことになります。



- 管理事務所で計量票（排出者用、運搬者用）とマニフェスト伝票をお渡しします。



- 処理料金の消費税及び産業廃棄物減量税を合算した請求書は、月毎にまとめて翌月の15日までに送付します。なお、現金払いの場合は、その都度清算をお願いします。



- 支払いは、請求月の末日までに環境管理センター指定の金融機関へ振り込んでいただきます。